

**労災支給処分の取消訴訟における特定事業主の原告適格の有無****【文献種別】** 判決／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 令和6年7月4日**【事件番号】** 令和5年（行ヒ）第108号**【事件名】** 療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件**【裁判結果】** 破棄自判**【参照法令】** 行政事件訴訟法9条1項、労働者災害補償保険法1条、12条の8第2項、38条1項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律12条3項**【掲載誌】** 裁時1843号12頁、判タ1526号62頁、労判1315号5頁、労経速2559号3頁、労働判例ジャーナル150号2頁

◆ LEX/DB 文献番号 25573630

名古屋学院大学准教授 佐々木達也

**事実の概要**

被上告人X社（一審原告、控訴人、以下「X社」）は、中小企業における特定保険業等を営む一般財団法人であり、労働保険の保険料徴収に関する法律（以下「徴収法」）12条3項に基づきいわゆるメリット制の適用を受ける事業主（以下「特定事業主」）である。

X社の支局において勤務していた上告補助参加人（以下「補助参加人」）が精神疾患を発症したことについて、札幌中央労基署長（以下「本件処分庁」）は、平成30年9月14日、補助参加人に対し、療養補償給付を支給する旨の処分をした。X社は、平成31年3月7日、療養補償給付の支給処分の取消しを求めて訴訟を提起した（第1事件）。また、本件処分庁は、令和元年10月2日、休業補償給付を支給する旨の処分をした。X社は、令和2年4月1日、休業補償給付の支給処分の取消しを求めて、訴訟を提起した（第2事件）。

X社の労災保険料について、補助参加人に支給された保険給付額がメリット収支率に反映される令和2年度から令和5年度までの期間における、補助参加人に対する保険給付額を算定の基礎とする場合の労災保険料額と算定の基礎としない場合の労災保険料額との差額は758万7198円となる。

第一審（東京地判令4・4・15 労判1285号39頁）は、最大判平17・12・7（民集59巻10号2645頁）を引用して原告適格に関する判断枠組みを示した上で、「労災保険法は、専ら、被災労働者等の法

的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としていると解するのが相当であり」、「労災保険法が、業務災害支給処分との関係で、特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の根拠は見出せない。」「そうすると、……当該特定事業主の利益は、行訴法9条1項にいう法律上保護された利益には当たらず、特定事業主は、業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと解するのが相当である」と判示して、X社の主張を退けた。これに対して、原審（東京高判令4・11・29 労判1285号30頁）は、「特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分がされた場合、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれのある者であるから、同処分の取消しを求めるにつき『法律上の利益を有する者』（行訴法9条1項）として、同処分の取消訴訟の原告適格を有するものと解するのが相当である」と判示して、X社の原告適格を有するとして第一審判決を取り消して、差し戻した。そこで、上告人国（一審被告、被控訴人）が上告したのが、本件である。

**判決の要旨**

破棄自判。

行訴法「9条1項にいう処分の取消しを求めるにつき『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利

益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうところ、本件においては、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすこととなるか否かが問題となる。」

「労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている（12条の8第2項参照）。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険の目的（1条参照）に照らし、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制度を用意すること（38条1項）によって、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。仮に、労災支給処分によって上記法律関係まで確定されるとすれば、当該特定事業の事業主にはこれを争う機会が与えられるべきものと解されるが、それでは、労災保険給付に係る法律関係を早期に確定するといった労災保険法の趣旨が損なわれることとなる。」

「また、徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。そして、……労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みにも照らせば、労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足り、労災支給処分によってその基礎となる法律関係を確定してお

くべき必要性は見いだし難い。」

「以上によれば、特定事業について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、その特定事業についてされた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということはできない。」

「したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないというべきである。」

「以上のように解したとしても、特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手続保障に欠けるところはない。」

## 判例の解説<sup>1)</sup>

### 一 本判決の特徴と意義

本件は、メリット制の適用を受ける特定事業主が自らの事業についてなされた労災支給処分の取消しを求める原告適格を有するか否かが争われた事件である。特定事業主の原告適格の有無が争点となった従来の裁判例として、自らが雇用する労働者に対して労災支給処分がなされたことにより、メリット制に基づき労働保険料増額の認定処分を受けた特定事業主が増額された保険料額の認定に係る部分の取消しを求めた国・歳入徴収官神奈川労働局長（医療法人社団総生会）事件<sup>2)</sup>や、被災労働者に対してなされた労災支給処分により労災保険率が増加し、労働保険の保険料の納付義務の範囲が増大した特定事業主が各支給処分の取消しを求めた株式会社Z事件<sup>3)</sup>がある。本件は労災支給処分の取消訴訟における原告適格が直接争いとなっており、後者と同一の事案類型に属する。

本判決は、特定事業主は行訴法9条1項にお

ける「法律上の利益を有する者」に該当しないため、労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと判示した。

後述のとおり、本判決以前は裁判例、厚生労働省「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会報告書」（令和4年12月、以下「検討会報告書」）及び通達<sup>4)</sup>において特定事業主の原告適格の有無について立場が分かれていたところ、最高裁として初めて判断を示した点に本判決の第一の意義がある。

さらに、本判決は特定事業主が労働保険認定処分の違法性を争う方法を明確にした点に実務的意義が認められよう。

## 二 判旨における法理の検討

### 1 特定事業主の原告適格に関する議論の動向

従来、労災行政実務は、労災支給処分の取消訴訟における事業主の原告適格を認めないとする立場を取っていた<sup>5)</sup>。しかし、労働者の遺族と労基署との間の労災保険給付不支給処分取消訴訟に使用者が労基署長に対して補助参加できるか否かが争点となったレンゴー事件<sup>6)</sup>が、労働基準監督署長の敗訴を防ぐことに法律上の利害関係を有することから特定事業主が被災労働者の労災保険給付の不支給処分の取消判決に補助参加することができることと判示したことを受けて、学説からは特定事業主に取消訴訟の原告適格が認められる可能性がありうるとの指摘がなされていた<sup>7)</sup>。

裁判例においては、前掲国・歳入徴収官神奈川労働局長（医療法人社団総生会）事件第一審判決が「特定事業主は、自らの事業に係る労災支給処分がなされた場合、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがある」として原告適格を認め、控訴審もこの立場を維持した<sup>8)</sup>。他方で、前掲株式会社Z事件は、「特定事業主の利益は、個々の保険給付等の支給処分において考慮されるべき利益ではない」ことを根拠に原告適格を否定した。その後、本件第一審判決が原告適格を否定した一方で、原判決は肯定しており、裁判所の判断は統一されていない。

原判決の後、特定事業主には労災支給処分の不服申立適格等が認められないとの立場を堅持した上で、特定事業主が保険料認定処分に不服を持つ場合の対応をまとめた検討会報告書が公表され、

検討会報告書に基づき通達が発せられた。

本判決は、下級審裁判例において判断が分かれていた状況に、検討会報告書及び通達に沿って決着をつけたものと位置づけることができる。

### 2 労災保険法と徴収法との関係

本判決は、労災保険法及び徴収法の趣旨・目的と労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みを踏まえて、「特定事業主について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならず、「特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではない」ことから、特定事業主の労災支給処分の取消訴訟における原告適格を否定する。本判決は、特定事業主について支給された労災保険給付を、客観的に支給要件を満たすものと満たさないものに分けている点に法理的特徴がある。

まず、本判決は労災保険法の目的を「被災労働者等の迅速かつ公正な保護」であるとした上で、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定することと、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図ることが趣旨であると判示する。労働法・社会保障法の学説は、メリット制の適用による保険料の引き上げと、労働者の受給する保険給付とは理論的・制度的に相互に独立した仕組みであり、メリット制を理由に保険給付に係る労働者の地位が不安定になることは制度趣旨と合致しないこと<sup>9)</sup>、被災労働者がメリット制の適用がある企業に雇用されているか否かで保険給付支給決定の安定性が異なることは労災保険法の制度趣旨に照らして容認できないこと<sup>10)</sup>、労働者と家族にとって労災保険給付支給決定の早期確定はその生活保障のために必要不可欠であること<sup>11)</sup>などを根拠として、特定事業主の原告適格を否定する見解が大勢を占める。本判決における労災保険法の趣旨・目的の理解は、これらの学説と整合的であると解される。

次に、本判決は、徴収法の趣旨を「事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する」とことと理解しており、行政解釈<sup>12)</sup>と一致する。その上で、労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みとの関係について、本判決は「労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足りる」旨を判



示している。この点、学説においても労災支給決定処分がただちに特定事業主の労災メリット制による保険料率引き上げに繋がるものではないことから、特定事業主の原告適格を認めることに反対する見解<sup>13)</sup>が示されており、共通性が見られる。

以上のとおり、本判示部分は労働法・社会保障法における学説に沿う判断であると位置づけることができる。特定事業主の原告適格を認めると被災労働者等が法的に不安定な地位に置かれ、労災保険制度の趣旨・目的に反することや、精神障害や脳・心臓疾患の場合には様々な原因が競合し業務上外の判断が特に困難となるため、特定事業主による訴訟提起が多くなされる可能性があること、個別の労災支給処分がなされた時点では当該処分により労働保険料が増額されるか否かは確定しないことを考慮すると、特定事業主の原告適格を否定したことは妥当であると考えられる。

### 3 手続的保障

本判決は、特定事業主に労働保険認定処分の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、特定事業主の手続的保障に欠けるところはないと判示する。

この点、下級審裁判例では労災支給処分と保険料認定処分の関係を「違法性の承継」の問題として判断していたが、検討会報告書はこの2つの処分は「違法性の承継」が議論されている典型的な行政過程とは異なるとしている。さらに、学説上、特定事業主が労災支給処分について争うことができず、手続的保障が不十分であるとの指摘がなされていたところ、検討会報告書は「保険料認定処分の不服申立等において、労災支給処分の支給要件非該当性に関する主張を認める」、「労災支給処分の支給要件非該当性が認められた場合には、その労災保険支給処分が労働保険料に影響しないよう、労災保険料を再決定するなどの対応を行う」ことが適切であるとする。本判決は検討会報告書に沿って、被災労働者等の法的安定を図りつつ、特定事業主の手続的保障も実現するというバランスをとった判断であると評価することができる。

もっとも、いかに「支給要件非該当性」について判断するか、同判断がその後の労災支給決定処分や民事訴訟にどのような影響を与えるかなど重大な課題が残されていること<sup>14)</sup>や、メリット

制による保険料の増額を回避するだけでなく、労災民訴賠償責任の回避や賠償リスク軽減のため、保険料認定処分の不服申立等が利用される可能性<sup>15)</sup>が指摘されており、本判決の理論的及び実務的影響は大きいものと思われる。

### ●注

- 1) 本判決の判例評釈として、山岡暹平「判批」労旬2066号(2024年)6頁、北岡大介「判批」労旬2066号(2024年)11頁、岩出誠「判批」ビジネスガイド950号(2024年)40頁、荒川正嗣「判批」先見労務管理1737号(2024年)2頁、畔山亨「判批」労働基準広報2182号(2024年)6頁、林晃大「判批」新・判例解説Watch 文献番号z18817009-00-022502505(Web版2024年9月20日掲載)1頁、興津征雄「判批」法教530号(2024年)106頁、同「違法性の承継に関する一事例分析・再論」行政法研究58号(2024年)97頁、児玉弘「判批」法セ839号(2024年)130頁。神吉知都子=富永晃一「ディアローグ：労働判例この1年の争点」労研772号(2024年)61頁以下でも本判決が取り上げられている。
- 2) 東京地判平29・1・31 労判1176号65頁、東京高判平29・9・21 労判1203号76頁。
- 3) 山口地判令4・9・21 判例秘書L07751310。
- 4) 令和5年1月31日基発0131第2号。
- 5) 法務省訟務局内労災訴訟実務研究会編『新・労災訴訟の実務解説』(商事法務研究会、1998年)107～108頁。
- 6) 最一小決平13・2・22 労判806号12頁。
- 7) 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法下巻』(有斐閣、2003年)895頁[岩村正彦執筆部分]。
- 8) 同時期に、行政不服審査の裁決例(平成29年度答申第27号平成29年12月5日)において、業務災害に係る保険給付等の支給決定に対する事業主の不服申立資格が認められている。
- 9) 笠木映里「労災保険の構造と使用者の保険料負担のあり方」社会保障研究7巻4号(2023年)365頁注17。
- 10) 柳澤旭「労災保険給付の受給権と特定事業主の地位」労旬2030号(2023年)16頁。同旨、荒木尚志=岩村正彦=村中孝史=山川隆一編『注釈労働基準法・労働契約法第3巻』(有斐閣、2024年)96頁[渡邊絹子執筆部分]など。
- 11) 川口美貴『労働法〔第8版〕』(信山社、2024年)404頁。
- 12) 労務行政研究所編『改訂15版 労働保険徴収法』(労務行政、2024年)242頁。
- 13) 北岡・前掲注1)15頁、林・前掲注1)4頁、海道俊明「労災保険給付支給決定の取消訴訟における事業主の原告適格」令和5年度重判解(2024年)45頁、笠木映里「一般財団法人あんしん財団事件」社会保障研究7巻4号(2023年)371頁。
- 14) 北岡・前掲注1)17頁。
- 15) 岩出・前掲注1)46頁。